#### お知らせ

#### **税務署からのお知らせ**

### 3月15日(金)まで ◆所得税の確定申告と納税は

できます。 できます。 できます。

っています。 受付などは、1月4日(金)から行また、税務署での還付申告書の

早めに提出してください。はできるだけ自分で作成して、おだくことが予想されます。申告書は大変混雑し、長時間お待ちいたは大変混雑し、長時間お待ちいた

# 告(個人事業者)はお早めに!◆消費税及び地方消費税の確定申

費税の申告と納税は、4月1日(月)個人事業者の消費税及び地方消

までです。

せください。
で、お早めに申告と納税をお済ま税が必要となる場合がありますのると、本税のほかに加算税や延滞

# ならない人】【消費税の確定申告をしなければ

- ●平成22年中の課税売上高が10

※平成22年分の課税売上高が10 00万円を超える方は、平成24 年中に課税売上や課税仕入があ る場合、当該課税売上高が10 及び地方消費税の確定申告が必 要になります。

## ▼贈与税の申告と納税を忘れずに

・110万円を超える財産の贈与から3月15日(金)までに贈与税の次に該当する方は、2月1日(金)平成24年中に財産の贈与を受け、

• 相続時精算課税制度を適用するを受けた方

- ●住宅取得等資金の非課税制度(住宅取得等資金の非課税制度(住宅取得等資金の非課税制度(住宅取得等資金の非課税制度)
- 額2000万円)を適用する方配偶者控除の特例(配偶者控除

### ▶振替納税制度のご利用を

所得税や個人事業者の消費税(地 方消費税を含む。)の納税の方法 に、振替納税制度があります。 この制度を利用すれば、金融機 での預貯金口座から振替によって が少なくてすみます。

を提出してください。 また、うっかり納期限を忘れてまた、うっかり納期限を忘れてまた。 を提出してください。

#### ◆納税は納期限内に!

は、申告期限と同じ3月15日(金)確定申告による所得税の納期限

ださい。です。期限内の納税をお済ませく

さい。

さい。

さい。

さい。

さい。

なお、一度に納められないとき す。ただし、延納期間中は、延納 す。ただし、延納することができま 日(金)まで延納することができま までに納め、残りの税額を5月31 は、2分の1以上を3月15日(金)

### ◆にせ税理士行為にご用心

税理士または税理士法人でない 、無償であっても法律によって うことを「にせ税理士行為」とい 、無償であっても法律によって

せんので、十分ご注意ください。の損害を被った例が少なくありま不当な報酬を要求されたり、不測書類の作成などを依頼したために、